

令和7年 12月25日

町内会長各位

白老町町長 大塩 英男

町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第100号」を作成いたしました。班回覧で各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局

白老町 町民サービス課・環境生活室

白老町消費生活センター

TEL 0144-82-2265

白老町消費者被害防止ネットワークだより第100号

消費者被害防止情報

消費者被害情報 No.100. 2025 年 12 月
発行：白老町消費者被害防止ネットワ
ーク事務局 / 白老町消費生活センター
〒059-0995
白老町大町1丁目1-1 (役場環境生活室内)
TEL0144-82-2265 / FAX0144-82-4391

あなたの知らないインターネット広告のワナ

スマホやパソコンに表示された広告をきっかけにトラブルに巻き込まれるケースが多発しています

◆ 動画サイトに表示された広告から申し込んだ化粧品の定期購入 ◆

インターネット閲覧中に表示された「定期縛りなし」「初回のみ」などという広告をきっかけにトラブルにあうケースが多発しています

契約の内容は「注文確定ボタン」を押す前の「最終確認画面」に記載するよう法律で義務付けられています。不十分な表示により誤認して契約をした場合は取り消しが可能です。

トラブルに備え「広告画面」「最終確認」は必ず画像で証拠を保存して下さい。注文後に届く事業者からのメールも必ず確認し保管しましょう



インターネット広告の世界では

■ あなたの興味関心にもとづいて広告が表示されている場合が多い

「どんな事に興味を持ち、どんなものを購入しているのか」日々のネットの利用状況から収集された情報をもとに広告が表示されていることを意識しましょう 頻繁に表示される＝人気がある評判のよい商品とは限りません！

■ インターネット広告は事前審査が困難です

ネット広告の広告枠は無数、制作に関わるのは広告制作会社だけでなく個人も含めると多数存在しますので審査が必要な広告は膨大な量に上ります。また、ネットの世界では一つの広告枠に表示される広告が決定されるまで数秒から数十秒とも言われていますので、事前に審査をするのは現実的ではなく後から規制するしかない状況です

■ 広告の出稿が簡単のため「悪意のある業者」や「知識の乏しい個人」も参入しています

ネット広告は変更が簡単で証拠が残りません。法律を無視した不適切な広告があったとしても発見が難しく「とりあえず稼げたら」という悪質業者への規制が困難です

トラブルを回避し商品、サービスを安全に利用するためには

広告を鵜呑みにしない！ 契約する前に、契約内容、事業者情報などをきちんと調べて信用性を判断、広告画面や最終確認画面など証拠を保存！少しでも不審点があれば購入を見合わせる！

使う側のリテラシー(理解し、適切に活用する力)が必須です



◆ Web 会議システムを利用した勧誘 ◆

「副業」「オンラインスクール」などネット広告で興味を惹かれ接触したところ zoom や LINE 通話などに誘導され、システム上で勧誘を受け契約するという事例が増えています

この様な場合「電話勧誘販売」という勧誘形態に該当する可能性が高く、事業者には「法律で定められた内容を記載した書面」の交付が義務づけられています。消費者は書面を受け取った日を含め8日間は事業者へ書面やメール等で通知することで無条件で解約が可能です。(クーリング・オフ)

この期間を過ぎると「解約に応じられない」「高額な違約金の請求を受けた」などのトラブルも確認されています。契約の際は必要性や内容を慎重に判断して下さい。書面が届いたら必ず確認しましょう！

広告に関するご意見は

JARO 日本広告審査機構まで TEL 03-3541-2811 FAX 03-3541-2816

勧誘に惑わされず契約前に「契約内容」「解約条件」を確認し検討しましょう

ウォーターサーバーの契約トラブル

ショッピングモールで呼び止められ「サーバーが実質無料」といわれ契約。大量の水が届き飲み切れないので解約しようとしたら高額な違約金の請求を受けた

本当にサーバーが無料ではなく、期間の縛りのあるレンタル契約だったり、分割の支払いになっている場合があります。期間拘束のある契約では、期間中に解約すると高額な違約金が発生する場合があります。また、一度に大量の水が届くので「保管場所の確保」や「使いきれぬかどうか」も検討する必要があるでしょう

【契約前にチェック！】

- サーバーはレンタルか購入か、金額は？
- 契約先はどこですか？
- 月々の「支払額」「解約期間」「支払い総額」は？
- 「解約料」「違約金」「解約時残債の支払い」は？
- 説明の中でわからない部分は？契約内容と説明が一致している？
- 複数社の機器、価格、サービス内容を比較検討しましたか？

ショッピングモールなどでの契約の場合、訪問販売に該当する可能性が高く、その場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です

除雪機の事故に注意！

歩行型除雪機による事故情報が寄せられています。死亡事故につながっているケースもありますので取り扱いには充分ご注意ください

- ◆絶対に安全機能を無効化しない
- ◆エンジンをかけたまま離れない
- ◆人が近くにいるときは使用しない
- ◆障害物に衝突しないよう注意する
- ◆雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用する
- ◆屋内や換気の悪い場所でエンジンをかけたままにしない



ブラウザやアプリストアなどが
選択可能に？

スマホ新法施行

AppleやGoogleなど大手企業により独占状態にあった、スマホの「OS」、ブラウザ、アプリストア、検索エンジンですが、公平な競争環境を作るため新しいルールが導入されます

消費者への影響

■アプリの入手

「App Store」「Google Play」以外からの入手が可能に

・セキュリティに関し、審査が充分でなく悪意のあるアプリが紛れ込む恐れがある

■アプリ内課金

Apple pay Google pay 以外も可能に

・様々なアプリ制作事業者が参入すると思われ、不正利用の検知、トラブルの際の対応など、事業者間でばらつきが出る可能性

■標準に設定する「ブラウザ」などが選択可能に

・法律の施行後は端末のアップグレード後などに「ブラウザ」や検索エンジンを選択する画面が表示されるように

選択肢が増える一方、信頼性は自身で判断する必要があります。「審査方法」「セキュリティ」「使い勝手」は事業者により異なります。

当面はこれまで通りの利用に留めるのも一つの選択です。

今後、便乗した詐欺も懸念されますのでご注意ください

ホントかウソか 見破れますか？ フィッシングの手口巧妙化

実在する企業などを装ったメールや SMS を送り、偽の Web サイトへ誘導した上で「ID、パスワードや暗証番号、クレジットカード番号」など個人情報を搾取し、その情報を使って金銭をだまし取るフィッシング詐欺が多発しています

誰でも状況によっては被害に遭う可能性があります！

最近のフィッシングサイトはとても巧妙に作られており見抜くことは簡単ではありません！

- ◆取引のある企業、利用中のサービスはブックマークやアプリから！届いたメールや SMS からログインしない
- ◆被害を最小限にするために ID、パスワードは絶対に使い回さない！
- ◆二段階認証の認証方法で、生体認証、端末認証など SMS、メール以外のフィッシング被害にあいにくい認証方式がある場合は設定しておきましょう

入力してしまったら… ID、パスワードなどの情報を変更、金融機関やカード会社へ連絡を！

《相談窓口》

●白老町消費生活センター ☎ 82-2265 (白老町役場内)

《土・日・祝日・夜間の相談先は？》

●消費者ホットライン ☎ 188 10時~16時・年末年始除く

●警察相談専用窓口 ☎ #9110 毎日24時間受付

